

大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成 28 年 11 月 25 日 28 福障発第 13592 号区長決定
(設置)

第 1 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）第 1 条に規定する「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すとともに、「おおた未来プラン 10 年（後期）」の障がい者分野に掲げられた施策を具体的に実施する個別計画として策定した「おおた障がい施策推進プラン」における重点課題である「障がいを理由とする差別の解消」を推進するため、障害者差別解消法第 17 条の規定に基づき、大田区障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
- (2) 障がい特性及び障がい者への理解を促進するための普及啓発、研修等に関する事項
- (3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項
- (4) その他障がい者の差別解消及び障がい者の権利擁護に関する事項

（構成員等）

第 3 条 協議会の委員は、大田区障がい者施策推進会議委員（大田区障がい者施策推進会議設置要綱（平成 28 年 1 月 21 日付け 27 福障発第 14440 号区長決定）第 3 条に規定する委員をいう。以下同じ。）をもって構成する。

- 2 委員は、区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から大田区障がい者施策推進会議委員の任期の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が任期中に辞任した時は、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。
(関係者の意見聴取)

第 6 条 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会の会議及び議事録は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、協議会及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると会長が認める場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると会長が認める場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき協議会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、
秘密性の継続する限り、他に漏らしてはいけない。

(個人情報の取扱)

第8条 協議会の委員及び協議会の関係者は、相談事例に係る障がい者等の個人情報の保護
に十分留意しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に
定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。